

毎週火、金曜日発行（但休日に来るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 肥料の登録
- 保険医療機関の指定
- 保険医の登録
- 牛及び羊の肝てつ検査及び駆除の実施
- 種畜場練習生養成規程
- 土地改良区の成立
- 土地改良事業の認可

告示

- ◇教委規則 技能労務職員就業規則
 - ◇公安告示 通行区分帯の指定
 - ◇公告 橋名の変更
- 理容師、美容師試験の実施

鳥取県告示第二百七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十四年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

肥料の名称

保証成分量（パーセント）

生産業者
住 所 氏 名

鳥取県第三〇三号

聖郷水稻複合一号

アンモニウム性窒素
可溶性りん酸
内水溶性りん酸
水溶性加里

九〇・〇
七二・〇
五七・〇
八五・〇

東伯郡東伯町
字 三ツ木の
一

下郷農業協同組合
組合長理事
家森 隆治

鳥取県告示第百二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十四年四月二十一日

鳥取県知事 石 破

二 朗

名 称	所 在 地	指定の記号番号	指 定 年 月 日
第三〇四号	二 号	空素全量 内アンモニア性窒素 りん酸全量 内可溶性りん酸 内水溶性りん酸 加里全量 内水溶性加里	八七〇一 六七〇一 五五七一 四四七一 三五七一 二四七一 一三七一
第三〇五号	消石灰	アルカリ分	六〇・〇
第三〇六号	中北条水稻複合	アンモニア性窒素 く溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里	九八〇 八八〇 七八〇 七三〇 七三〇 一三〇
米子市角盤町 三丁目一二	第一化学工業株式会社 社取締役社長 加藤 保吉	東伯郡北条町 字江北七三八	中北条農業協同組合 組合長理事 斉尾 嘉久
由島歯科医院	米子市立町四丁目二〇五	米齒 三七	昭和三十四年三月一日
秋山	道笑町二丁目二二三ノ三	三 八	〃

鳥取県告示第百二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

昭和三十四年四月二十一日

鳥取県知事 石 破

二 朗

氏 名	住 所	登録の記号番号	登 録 年 月 日
大谷 幸夫	鳥取市東町二〇六	鳥医 六九一	昭和三十四年三月四日
世山 邦彦	西町	六九二	三月四日
榊原 秀夫	三津	六九三	三月十四日
中村 真	庖丁人町二八	六九四	三月二十八日
上原 拓也	米子市皆生	六九五	三月十九日
武石 嘉訓	鳥取市東品治町	鳥齒 二〇一	三月一日

鳥取県告示第百三十号

次のように肝てつ、検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び羊の所有者に対して検査及び駆除

をうけることを命ずる。

昭和三十四年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ、予防ため

二 実施の区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 牛、羊。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査及び注射駆除の方法

肝てつ、検査…：皮内注射反応法、虫卵検査法
 肝てつ、駆除…：ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月二十二日	日野郡江府町 溝口町	小江尾、大満、大倉、谷川各家畜検査場
二十四日	" "	佐川、久連、江尾、宮原、泉、根雨原
二十五日	" "	柿原、宇代、中曾、古市
二十八日	江府町	大河原
三十日	" "	吉原、西成、袋原
五月 四日	" "	原、小原、下蚊屋、助次

六日 " " 御机、栗尾、美用
 七日 " " 貝田、杉谷、宮本

鳥取県告示第二百一十一号

鳥取県立種畜場練習生養成規程を次のように定める。
 昭和三十四年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 鳥取県立種畜場練習生養成規程

(目的)

第一条 この規程は、農業経営の安定に資する有能な農業者にならうとする青年を鳥取県立種畜場(以下「種畜場」という。)に練習生として採用し、新しい有畜営農の実務を習得させるため必要な事項を定めることを目的とする。

(採用人員)

第二条 練習生の採用人員は、次のとおりとする。ただし、採用時の状況により増減することができる。
 一 第一種 二十名

二 第二種 若干名

(募集)

第三条 第一種の練習生は、毎年募集し、第二種の練習生は、種畜場長(以下「場長」という。)が適当と認めるときに募集する。

(入場手続)

第四条 練習生として入場を希望する者は、三月二十日までに、練習生採用願(第一号様式)に次の書類を添えて場長に提出しなければならない。ただし、第二種の練習生にあつては、募集のつど場長が定める期日までに提出しなければならない。

- 一 第一種 履歴書、戸籍抄本、最終学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- 二 第二種 履歴書

(選考)

第五条 練習生は、次の資格を有する身体強健、品行方正かつ思想堅実である入場希望者のうちから選考により採用する。

一 第一種 新制中学校卒業以上の学力を有し、現に農業に従事し、又は従事しようとする者

二 第二種 種畜場長が適当と認める者

(入場者)

第六条 練習生として採用の許可を受けた者は、身元保証人が連署した誓約書(第二号様式)を場長に提出しなければならない。

2 練習生として採用の通知を受けた者が指定の期日に種畜場に入場することができないときは、直ちにその理由を種畜場長に届け出なければならない。

3 場長は、前項の規定による届出をしない者に対し、入場の希望がないものとみなして、その許可を取り消すことができる。

(講習期間)

第七条 練習生の講習期間は、次のとおりとする。

- 一 第一種 一年
- 二 第二種 そのつど定める。

(課程)

第八条 練習生の課程は、次のとおりとする。

種 別	学 科	実 習 (実務)
第一種	家畜の飼養管理 飼料及び飼料作物 草地改良 家畜衛生並びに人工授精 その他必要と認めるもの	同上
第二種	場長が定める	"

(派遣)

第九条 場長は、必要に応じて種畜場の附属機関その他の場所に練習生を派遣し、前条に規定する課程を実習させることがある。

(休業日)

第十条 練習生の休業日は、祝祭日その他場長が必要と認める日とする。ただし、休業日においても輪番制により家畜の飼養及び農場の管理に当らなければならぬ。

(指導者)

第十一条 練習生の指導は、種畜場の職員又は場長が適当と認める者が行う。

(授業料)

第十二条 練習生の授業料は、徴収しない。

(給与)

第十三条 練習生には、予算の範囲内において、入場期間中現物又は手当を支給する。

(寄宿舎)

第十四条 練習生は、場長の指定する宿泊施設に寄宿しなければならない。

(休場)

第十五条 練習生は、疾病その他、やむを得ない理由により休場しようとするときは、休場願(第三号様式)を場長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、疾病の治療期間が一週間以上を要するとき又は休場中における疾病の治療期間が一週間以上を経過するときは、医師の診断書を添付し、

又は提出しなければならない。

(退場)

第十六条 練習生は、疾病その他やむを得ない理由により途中で退場しようとするときは、保証人が連署した退場願(第四号様式)を場長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退場命令)

第十七条 場長は、練習生が次の各号の一に該当するときは、その者に対し退場を命ずることができる。

一 疾病又は成績不良のため修業の見込がないと認められる者

二 品行不良又は修業怠慢のため練習生として不適当と認められる者

三 指導者又は練習生相互間との融和を欠き又はそのおそれがあると認められる者

四 場長の指示に従わない者

(修了証)

第十八条 練習生が所定の課程を修了したときは、修了

証書(第五号様式)を授与する。

(その他)

第十九条 この規程の施行について必要な事項は、種畜場長が、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和三十四年四月一日から適用する。
- 2 鳥取県種畜場附属鳥取県有畜営農指導所練習生規程(昭和二十三年四月鳥取県告示第百五十六号)は、廃止する。

第一号様式

練習生採用願

貴場練習生として入場したいので、関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

本籍

現住所

氏 名 印

鳥取県立種畜場長
氏 名 殿

年 月 日生

第二号様式

誓 約 書

私は、貴場に入場の上は、鳥取県立種畜場練習生養成規程及び鳥取県立種畜場諸規則並びに場長又は指導者の指示を誠実に守り、これに違反したときは、退場を命ぜられても異議のないことを固く誓います。

年 月 日

(練習生) 本籍

現住所

氏 名 印

右の者の身上に関する一切の責任は、私がお引受します。

(保証人) 本籍

現住所

職業
本人との関係
氏 名 殿
年 月 日生
鳥取県立種畜場長
氏 名 殿

第三号様式

休 場 願

このたびの理由によつて休場したいので、許可してくださいようお願いいたします。

理由

年 月 日

右 氏

名 印

鳥取県立種畜場長

氏 名 殿

第四号様式

退 場 願

このたびの理由によつて退場したいので、許可してくださいようお願いいたします。

理由

年 月 日

右

本人 氏 名 印

保証人 氏 名 印

鳥取県立種畜場長

氏 名 殿

第五号様式

修 了 証 書

氏 名 殿

年 月 日生

右の者は本場練習生(第一種)として所定の課程を修了したことを証する。

年 月 日

鳥取県立種畜場長 氏 名 印

鳥取県告示第二百十二号

米子市東八幡松本弘ほか十四名の者から申請のあつた米子市大井手土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により昭和三十四年四月十日成立した。

昭和三十四年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十三号

米子市大井手土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい用排水改良事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により昭和三十四年四月八日認可した。

昭和三十四年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会規則

技能労務職員就業規則をここに公布する。

昭和三十四年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

鳥取県教育委員会規則第三号

技能労務職員就業規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定に基き、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）第一条第二項に規定する技能労務職員（以下「職員」という。）の就業条件等について、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条の規定により適用されることとなる地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）、

地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の規定並びにこれらの法律に基く条例規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第二条 職員の勤務時間は、職員の勤務時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）及び職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）並びに勤務時間等に関する訓令等の定めるところによる。

(旅費)

第三条 職員及びその扶養親族又は遺族に対し支給する旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号）、職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十号）及び職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号）等の定めるところによる。

(衛生管理等)

第四条 職員の衛生管理及び表彰並びに職員に対する被服等の貸与については、別に定めるところによる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、職員の就業条件等について必要な事項は、学校その他の教育機関の長又は事務局出先機関の長において別に定め、教育委員会の承認を受けなければならない。これを改正しよるとするときはまた同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第四条第二項及び道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）第十一条第三項の規定により、次のと

おり通行区分帯を設け、これに従つて通行すべき車馬を指定し昭和三十四年四月二十一日から施行する。

昭和三十四年四月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 設置する通行区分帯

1 区 間

一級国道二十九号線鳥取市東品治町一一三番地山陰合同銀行鳥取支店東北角前から鳥取市上魚町三五番地金子証券株式会社前まで六九〇メートルの間

2 通行区分帯の形態

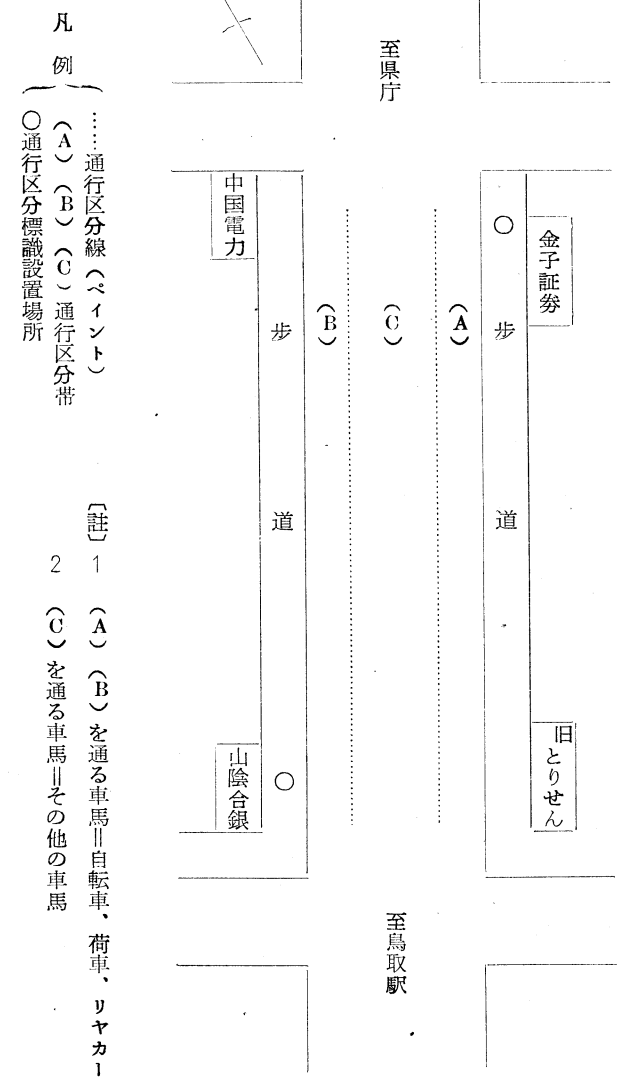
別図のとおり車道の両側に白色ペイントでこれを設ける。

二 通行区分帯を通行する車馬の指定

1 別図A、Bの部分を自転車、荷車、リヤカーが通行する。

2 別図Cの部分をもとの他の車馬が通行する。

別
図



公
告

橋名の変更について

県道三朝東郷線東伯郡東郷町大字田畑地内の田中橋は、
たばた
橋名を「田畑橋」に変更した。

昭和三十四年四月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）
第五条第一項及び第二項並びに美容師法施行令（昭和三十
二年政令第二百七十七号）第二条第一項及び第二項の
規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり実施
する。

昭和三十四年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 日時及び場所

1 学科試験

日時 昭和三十四年五月十七日午前八時三十分

2 実地試験
場所 鳥取市東町 鳥取県立鳥取西高等学校

二 受験資格
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七
条に規定する者で理容師法（昭和二十二年法律第二十
三十四号）第二条第一項又は美容師法（昭和三十二年
法律第六十三号）第四条第二項の規定に基く厚生大
臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設で理
容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）
第九条又は美容師法施行規則（昭和三十二年厚生省令
第四十三号）第八条に定める期間以上理容師又は美容
師となるに必要な知識及び技能を習得した後一年以上
の実地習練を経た者（実地習練については、指定養成
施設を卒業した後、実地習練開始届を所轄の保健所に
提出後学科試験の前日まで一年以上の期間を経過し、
その間祝日休日を除き二百八十日以上の実地習練を喫

施していなければならない。)

三 受験手続

受験願書(別記様式)に鳥取県収入証紙五百円をはりつけ、次の書類を添え昭和三十四年五月六日(水曜日)までにもよりの保健所に提出すること。

- 1 履歴書(最終学歴及び養成施設入学後受験まで詳記すること。)
- 2 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- 3 実地習練終了証明書の写
- 4 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 5 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)
- 6 実地試験のみの受験者にあつては、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書又はその写(2から4までに掲げる書類は、省略することができる。)

四 受験の方法

- 1 試験は、学科試験及び実地試験について行ふ。
 - 2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。
- 試験場に持参するもの
- 1 学科試験
 - 受験通知書、筆記具、昼食及び上ばき
 - 2 実地試験
 - (イ) 理容師試験を受ける者
 - 受験通知書並びに白衣、調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品その他必要器具及び材料等
 - (ロ) 美容師試験を受ける者
 - 受験通知書並びに白衣、コールドパーマネントウエーブ、電気パーマ施術上必要な器具(パーマネントミシン、ドライヤー、こんろを除く。)材料、化粧品、応急薬品その他必要器具及び材料等
 - (ハ) 実地用モデルを同伴すること。ただし、美容のモデルは年令十八才から三十才までの者であつて、

いちぢるしく髪にくせのないものであること。

(ニ) 実地習練実施簿(習練期間中のもの全部)及び実地習練票

六 その他

- 1 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので配達不能にならないため、受験願書に住所及び氏名を明記すること。
- 2 試験について、不明の点がある場合は、もよりの保健所又は鳥取県厚生労働部衛生課に照会すること。

別記様式

理容師試験受験願書(実地試験のみの受験者は美容師試験受験願書(「実地」と朱書すること。))

本籍地

現住所(だれだれ方まで記入すること)

氏(ふりがな) 年 月 日生 名

一 受験種別

右のとおり理容師(美容師)試験を受けたいので別紙関係書類を添えて出願します。

昭和三十四年 月 日

鳥取県知事 石破二朗殿 氏 名